

平成 29 年 4 月 26 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 井坂 博恭

個人情報保護管理規程および機密文書管理規程の一部変更について

個人情報保護管理規程を次のとおり一部変更します。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発第0414号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。))に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、伊藤忠連合健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。))に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、伊藤忠連合健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> |
| <p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、<u>ガイダンス</u>に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>5 略</p> | <p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>4 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p> |
| <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、</p> | <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利</p> |

| | |
|---|--|
| <p>利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> | <p>用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> |
| <p>(個人情報の第三者への提供の制限) 第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、<u>同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</u> 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。 3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> | <p>(個人情報の第三者への提供の制限) 第4条 法第23条に定める第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> |
| <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 略 2 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> | <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 略 2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> |
| <p>(開示手数料) 第16条 開示の<u>請求</u>に対しての手数料は徴収しない。</p> | <p>(開示手数料) 第16条 開示の<u>求め</u>に対しての手数料は徴収しない。</p> |
| <p>(漏洩等の事故にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> | |
| <p>附 則 この規程は、平成29年5月30日より施行する。</p> | <p>附 則 この規程は、平成28年3月1日より施行する。</p> |

機密文書管理規程を次のとおり一部変更します。

| | |
|---|---|
| <p>(個人情報の取扱い) 第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。 (1) 特定個人情報または要配慮個人情報が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。 略</p> | <p>(個人情報の取扱い) 第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。 (1) 特定個人情報が記入又は記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。 略</p> |
| <p>附 則 この規程は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。</p> | <p>附 則 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。</p> |

以上